

「障がいにも悩み、生きる気力を無くした私に、命の大切さを教えてくれた……」
 「心の輪を広げる体験作文」優秀賞 中島地利世ちとせさんの作品を紹介



熊本県主催平成20年「心の輪を広げる体験作文」コンクールで、小規模作業所「夢屋」に勤める中島地利世さん(30歳、宮地)が自らの体験を書き、見事一般の部で優秀賞を受賞しました。作文をご紹介します。

『夢屋』が教えてくれた事

私は、長崎県の「対馬市」という所の出身で、阿蘇に来てもうすべ7年になります。

3才の頃の病気がキッカケで、左耳の聴力を失いました。右耳も少しずつ衰えてきていますが、筆談で会話をしてもらったり、手話や相手の口の動きをじっと見て、何とかコミュニケーションを取りながら生活しています。

小学校にあがるまで「これが自分だ」と思い「人とちよつと違う」という実感はなくて、特に何事もなく暮らして、入学してからが何かと不便だと思うことが出て来ました。

たとえば、私が小学校一年生の時です。

私達、聴覚障害を持った人が会話をする時に必ずする事は、相手の口の動きをじっと見ます。この行動をした時、「何で睨むのか」とか、そのままでは口を見てもわからなかった時「話を聞かんでバカにしてる」とよくイジメにあい、移動教室で別の部屋に行く時に

も先生が言った場所が聞こえていなくて、何もわからないままトイレに行って帰ってきたら、みんな先に行ってしまったので「あなたには2回も言ったはずですよ。繰り返し説明するのが面倒だ」と言われ、話の輪に入れてもらえなかったり、行動を一緒にできなかったりする事が多かったです。

卒業後、いくつかの場所に就職してもやっぱり聞けない事で、仕事内容の大事な注意が聞きとれなかったり、人と会話をして聞かえなかった時、「あ〜ごめん、もついい」とよく言われました。

相手が困った顔をする時、聞かえないので紙に書いてもらうのも大変でした。いつも同じ事を繰り返しなさいといけなくて、つらい思いをしました。

それでも、ハローワークに通いようやくスーパーの仕事につきました。けれども、そこでも作業中に後から近づいて来た人に気付かずぶつかりケガをさせてしまう事もあって、長くは続きませんでした。

その後も、阿蘇に来て就職活動を続けましたが、聴覚障害者を受け入れてくれる仕事場はなかなかありませんでした。



だんだん、人が信じられず接する事が嫌になってきて、ずっと家に引きこもり状態になりました。

そうすると精神的にもおかしくなり、薬をたくさん飲んで益々ノイローゼ気味になった事に母が心配して、当時、妹の担任だった宮地小学校の先生が、家庭訪問に来られた時に相談してくれました。

その先生が「知り合いに『夢屋』さんという障害者の作業所をやってもらっちゃる方がいるんですが、良かったらご紹介しましょうか?」と言って下さって、次の日、夢屋さんの方を3人わざわざ私の家に連れて来て下さいました。

初めて夢屋の中に入った時、スタッフや利用者の方と挨拶を交わしながら、正直な気持ち「どうせこの人達も、今までの人と同じで、私の事を差別の目で見るのだらうな」と思っていました。でも全く違って、夢屋の人達は、とにかく自分の事を少しでも知ってもらおうとアピールしたがる人ばかりで、私に聞こえてなかった時は、口だけでなく身振り手ぶり一生懸命に話し続ける人ばかりなので驚きました。

これまでは、ただ話しかけてもらうのを待って、聞こえた会話を返事をするだけでしたが、メンバーの影響で「もっと自分から積極的に話しかけていきたい」と思えるようになりました。

熊本さわやか大学校 入学生募集のお知らせ

高齢者の方々の健康と生きがいづくり、高齢社会のリーダー育成を目的に「熊本さわやか大学校」を開講しています。1年間にわたる幅広い学習や体験を通じて、生きがい再発見、社会参加、さらには、新たな交流のきっかけづくりをしませんか。

- 入学資格** 県内在住で、学習意欲のある60歳以上の人(昭和24年4月1日以前に生まれた人)
- 募集定員** 熊本校100名(定員を超えた場合は抽選となります)
- 募集期間** 2月10日～3月10日
- 開催曜日・時間** 熊本校:毎週木曜日
13:30～15:30
- 受講期間** 平成21年4月～平成22年3月
- 会場** 熊本校:熊本県総合福祉センター
(熊本市南千反畑町3-7)
- 受講料等** 入学金:1,000円
受講料:11,000円(入学時に一括納付)
- 申込方法** 市役所高齢者支援課に置いてあります
パンフレットにてお申し込みください。
- 問い合わせ先**
財団法人熊本さわやか長寿財団
☎096-354-3083

温泉をくみ上げている 皆さまへのお知らせ

一昨年6月の東京都渋谷区の温泉施設の爆発事故を受け、同様の事故を二度と起こさないため、一昨年11月30日に温泉法が大きく改正されました。今回の改正では、一定の濃度を超すメタンガスを含む温泉をくみ上げている場合、今年3月末までに採取許可を取ることが、用途に関わらず、温泉をくみ上げる全ての事業者(人)に義務づけられました。ただし、一定の濃度以下の温泉については、その測定結果を添えて今年3月までに保健所に確認申請を行うことにより、採取許可は不要となります。

まず、温泉のメタンガス濃度の測定を急いで行う必要があります。

詳しくは、阿蘇保健所衛生環境課
☎32-0535までお問い合わせください。

▶パン製造の様子



◀製作所の皆さんが一生懸命
手づくりしているパン

夢屋に通い始め、6年目になりました。ここでも会話の行き違いはたまにあり、聞き間違えてパンの注文量が合わなかったり、手足の不自由な方に何か頼まれても聞こえなかった時、「聞こえれば、もっと早く対処できるのに」とよく思いました。けれども、普通に「健常」者として生まれてきていたら、よほどの事がない限り出会えなかった場所で、色々な事が学べて良い経験になったり、夢屋を通じて知り合った人達が町で会った時も声をかけて下さったりするので、それを考えたら聴覚障害を持って生まれた事は「マイナス」な事ばかりではないと考えられるようになりました。

以前、新聞記者の方に「あなたにとって、夢屋さんはどんな存在ですか?」と聞かれた時に、私は「生き甲斐です」と答えました。毎日薬づけで、生きる気力さえ無くしていた私に、命の大切さを教えてくれました。「どんなにつらい毎日でも、いつも夢屋のみんなが本当の家族のように心から支えてくれるから生きていられるんです」とお話ししたら、その人は「夢屋さんと出会えて本当に良かったですね」と言って下さいました。私の気持ちが通じてとても嬉しかったです。これからも夢屋のみんなに囲まれ、元気な笑顔でパンを作り続けていきたいと思えます。